

泉南秘第 98 号  
令和 5 年 7 月 25 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

泉南市長 山本 優真  
(公印省略)

要望書について (回答)

平素は市政の推進に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2023 年 6 月 20 日付でご提出いただいた要望書につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

泉南市  
行政経営部秘書人事課  
(担当 津田)  
〒590-0592  
泉南市樽井一丁目 1 番 1 号  
T e l 072-483-0002  
F a x 072-483-2563  
M a i l hisyo@city.sennan.lg.jp



要望事項	回答
<b>1.職員問題</b>	
<p>①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。</p>	<p>現在職員の削減は行っておらず、今後も原則として、退職者(現業職は除く)数に応じた職員を補充する方針とし、更なる行政サービスの向上のため適正な人員配置に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(秘書人事課)</p>
<p>②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。</p>	<p>副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由としては、管理職候補者となる係長への昇任試験の受験者数が少ないこと等が考えられます。</p> <p>引き続き「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、係長試験の見直し、研修等で職員自らのキャリア形成を考える機会の提供、女性職員の能力を発揮できる機会の提供等を行うことで、女性の管理職への登用を推進します。</p> <p style="text-align: right;">(秘書人事課)</p>
<p>③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換機などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。</p>	<p>日本語が話せない等の外国人が窓口に来られた際には、泉南市に勤務する国際交流員に通訳を依頼するなどして対応できるように努めています。</p> <p>また、その他職員の中にも外国語対応が可能な職員が数名配置されております。</p> <p style="text-align: right;">(秘書人事課)</p>
<b>2.こども・シングルマザー等貧困対策関係</b>	
<p>①こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。</p>	<p>ヤングケアラーの状況にある子どものいる家庭も対象とした、育児ヘルプ家庭訪問事業を実施します。</p> <p>ヤングケアラー状況にある子どもについて、周囲の大人が気づけるよう、大阪府等からヤングケアラーに関する研修案内があった際は、CSW等地域の相談支援員に</p>

	<p>も受講を呼びかけています。また、泉南市地域子どもネットワークの4部会(子育て支援、教育支援、発達支援、虐待予防)で、関係者向けの勉強会を予定しています。</p> <p style="text-align: right;"><b>(家庭支援課)</b></p> <p>ヤングケアラーについては、教職員が日頃から子どもの状況把握に努めています。ヤングケアラーを把握した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携する等、子どもの気持ちに寄り添った支援につなげられる体制を構築しています。</p> <p style="text-align: right;"><b>(指導課)</b></p>
<p>②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。</p>	<p>子どもおよびひとり親の医療費助成制度の自己負担を無料にすることは、現状の本市財政状況では困難であるため、今後も国・大阪府に要望します。入院時食事療養費については、子ども医療は助成しておりますが、ひとり親医療は助成していないため、今後も国・大阪府に要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>(家庭支援課)</b></p> <p>妊産婦健康診査の助成や多胎児助成は実施しておりますが、医療助成については、現在のところ実施しておりません。国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、実施の検討を行います。</p> <p>また、国・大阪府に対しての要望も検討します。</p> <p style="text-align: right;"><b>(保健推進課)</b></p>
<p>③コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸し出しを行うこと。</p>	<p>子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂に対して、大阪府を通じて情報提供のある、各団体等からの食品の無償提供等について、随時情報提供を行っています。</p> <p>また新型コロナウイルス感染症や物価高騰により、子ども食堂事業への影響を鑑みて、補助金を交付する予定です。</p> <p style="text-align: right;"><b>(家庭支援課)</b></p> <p>泉南市では、本市の自立相談支援機関であるここサポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事業を実施しており、フードバンクが必要と思われる方への案内を行っています。</p> <p>ここサポ泉南(泉南市人権協会)のほか、病院、地域包括、市社会福祉協議会、福祉団体、民間企業等で物品の情報共有を行い、生活必需品を必要とされている方に届けています。子ども食堂にもここサポ泉南を通じ、食料の提供を実施しています。</p>

	(生活福祉課)
<p>④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</p>	<p>給食施設の整備および運営・維持管理には相当の費用が必要となりますので、本市の財政状況を踏まえ経済的・効率的に運営することが必要であり、自校調理方式での給食の提供は困難です。</p> <p>学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。</p> <p style="text-align: right;">(教育総務課)</p> <p>幼稚園の副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であると従来整理されています。幼稚園教育要領では、健康に関する内容として、「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつこと、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わうこと」とされており、市立幼稚園では、保護者から毎月200円をお預かりし、季節感がわかるようなおやつ等を子どもたちに提供する等、各園で工夫しています。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p> <p>泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しております。</p> <p>副食費については、1号認定は従来より実費徴収の対象となっております。</p> <p>2号認定については、1号認定でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。</p> <p>なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。</p> <p style="text-align: right;">(保育子ども課)</p>
<p>⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを</p>	<p>児童扶養手当の申請時及び現況届においては、申請者・受給者の状況を聞き取り、人権侵害にならないよう配慮し対応しています。特にDVでの申請者については、現状の聞き取りにも配慮しながら適切な対応を心がけています。面接時に他の制度の案内が必要な方に</p>

<p>行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。</p>	<p>は、制度の内容を説明し、担当に繋いでいます。 外国人の申請者で外国語対応が必要な場合は、対応できる職員に通訳をお願いしています。 <b>(家庭支援課)</b></p>
<p>⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。</p>	<p>各学校においては、学校保健法に基づき、受診結果を本人および保護者に通知し、その後の受診状況の把握も行っているところです。 学校歯科検診で「要受診」と診断をされた児童・生徒の保護者には受診を促すとともに受診結果を報告してもらうようにしており、未受診となっている児童・生徒については、養護教諭および担任等が保護者に対し、できるだけ速やかに検査を勧めるよう働きかけ等を行っています。第三者付き添い受診の制度化については、介護医療のように制度が整備されない中で実現は難しいと思われまます。 <b>(指導課)</b></p>
<p>⑦児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>	<p>給食後の歯磨きについては、新型コロナウイルス感染症の影響で行っていない学校も多くありましたが、新型コロナウイルス感染症の扱いが感染症法上の第5類に移行されたことを踏まえ、一部学校で昼食後の歯磨きが再開、また再開準備が進められています。 <b>(指導課)</b></p>
<p>⑧障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。</p>	<p>市内の歯科医院や在宅歯科診療可能な診療所の一覧などが、泉佐野泉南歯科医師会のホームページに掲載されております。 また、大阪府下の障がい者歯科診療施設の情報についても大阪府のホームページに掲載されており、相談があった場合には、情報提供します。 <b>(障害福祉課)</b></p>
<p>⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価</p>	<p>市営住宅の管理戸数は368戸、空き戸数は117戸(政策空家除く)ありますが、現在、未耐震住棟の建替事業を進めており、空き戸数のほとんどが建替対象又は未耐震住棟入居者の住替先となっている状況です。 建替事業の推進に伴い、新規の入居募集も一時中断していることから、当面は目的外使用による提供の予定はありません。 <b>(住宅公園課)</b></p>

で貸し出すこと。	
<h3>3.医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)</h3>	
<p>①新型コロナ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。</li> <li>・移行期間終了後(9月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。</li> <li>・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。</li> </ul>	<p>管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して要望を検討します。 (保健推進課)</p> <p>今後の感染状況・医療機関のひっ迫状況等を見ながら、必要な場合は大阪府への要望を検討します。 (保健推進課)</p> <p>今後の感染状況等を見ながら、必要な場合は、大阪府への要望を検討します。 (保健推進課)</p> <p>本市の自宅療養者等食料支援サービスは令和5年3月31日をもちまして終了しています。 令和4年11月以降、食料支援サービスの問い合わせ件数が減少傾向になり、令和5年2月からは支給実績がない状態になり、一定の役割を終えたと判断したためです。今後につきましては国や大阪府と連携し、市として適切な措置をとっていきます。 (危機管理課)</p>
<p>②老人医療費助成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財</li> </ul>	<p>大阪府において実施していた老人医療費助成制度については、平成30年4月に廃止となりましたが、重度障害のある方など、対象者については、重度障がい者医療助成制度へ移行しています。 (障害福祉課)</p>

<p>源で後期高齢者医療保険の保険料も引き上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。</p>	
<p>③健康保険証とマイナンバーカードの一本化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は健康保険証を廃止してとマイナンバーカード一本化法が審議されている(5月16日現在)。しかし保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。</li> </ul>	<p>短期保険証について、通常の保険証より有効期限を短くすることで、滞納者との折衝の機会を確保し、更新時に納付交渉やそれぞれの事情を把握し納付計画を立てる等の収納対策として交付しています。国としても、短期保険証の廃止後も、同様の収納対策は引き続き維持する必要があると示しています。保険料負担の公平性及び医療費の財源確保の観点から、国や府の動向を踏まえ、引き続き同様の収納対策が維持できるよう努め、歳入確保を目指します。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>④地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。</p>	<p>歯科口腔保健の重要性は認識しており、乳幼児健診や成人歯科健診時に、保健センターに地域の歯科医師や歯科衛生士に出務いただき、事業を実施しています。また個別歯科健診を地域の歯科医療機関へ委託して実施し、市民への周知啓発を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>
<h2>4.国民健康保険</h2>	
<p>①コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値</p>	<p>国保の広域化に伴う、保険料、賦課限度額及び減免制度の改定については、被保険者にとって急激な負担とならないよう段階的かつ計画的に行っています。本市においては、大阪府からの借入金があり実質的には赤字であるため、基金を積み立てることができる財政状況ではありません。大阪府としても2024年度以降の大阪府統一保険料の抑制に市町村の黒字を有効活用できるよう検討しているところです。</p>

<p>上げを行うという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市長村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割りをゼロとすること。</p>	<p>国保統一化については、持続可能な医療制度を構築するため、平成27年度に国民健康保険法が改正されたことに伴うものです。大阪府としても国民健康保険運営方針を策定し、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるよう、府内全市町村が協力して統一に向けて事務を進めているところです。また、こどもの均等割について、未就学児の均等割は令和4年4月より2分の1の減額を実施しています。なお、市長会を通じて、均等割の軽減に係る適用拡大について要望を行います。</p> <p style="text-align: right;">(保健年金課)</p>
<p>②国民健康保険疾病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。疾病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手当を工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</p>	<p>傷病手当金の自治体独自の実施・適用拡大について、国民健康保険では給与・年金収入の方、自営業の方、フリーランス、無職の方など様々な職業形態の方が加入しているため、年・季節等によって収入の変動がある方が存在し、算定期間によっては不公平感が生じます。また、被用者以外の方については就労することができない期間及び収入の把握が難しいという側面もあります。なお、コロナウイルスに係る傷病手当金は被用者の休みやすい環境を整えることで、国の財政支援を受けながら感染拡大を防止する緊急的・特例的な措置として実施していたものであり、現時点で自治体独自の実施・適用拡大は予定していません。</p> <p>減免制度等の周知については、市ウェブサイトに掲載しており、市独自減免は別途手続方法を記載した納付等に関するチラシを作成し納付通知書に同封の上、送付しています。各種申請については、市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>③マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。</p>	<p>マイナンバーカードを健康保険証とした場合でも、転職・失業等に伴い国保加入する場合は、これまでどおり市役所に加入手続きが必要であること、マイナンバーカードを紛失したとき再交付までの間は保険証が必要となることなど、被保険者への周知、問い合わせ対応で職員の作業負担の増加が問題となります。なお、手続きについて、各種申請書は市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。周知について</p>

	<p>は、国や府の動向を鑑み、市ウェブサイトに掲載、別途チラシを作成し保険証に同封の上、送付するなど計画的に行います。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。</p>	<p>現在、決定通知・納付書については、外国語対応をしておりませんが、国保のしおりについては、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞けるしおりを作成し配布しています。また、別途国民健康保険の制度について記載した英語版のパンフレットを配布しています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p><b>5. 特定健診・がん検診・歯科検診等</b></p>	
<p>① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。</p>	<p>本市の健康づくり計画「健康せんなん21」においても、がん対策を重点項目と位置づけ、がん検診受診率向上策に取り組んでいます。子宮がん・乳がん検診のクーポン券の送付や大腸がん検診の無料化、国保との連携による特定健診とがん検診の同時実施、日曜健診等により受診率向上を目指し、早期発見・早期治療につなげます。事業の分析・評価を行い、66年度の次期計画策定に反映します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>泉南市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第3期特定健康診査等実施計画において、特定健康診査受診率の向上は重点的な取り組みと位置付けています。令和3年度実績は、国(市町村国保)36.4%、大阪府29.2%、泉南市30.5%。令和2年度に比べ、国2.7%、大阪府1.7%と向上している中、泉南市-1.1%と低下しています。</p> <p>新たな方策として、感染予防対策を取りながら集団健診の予約枠を増加させること、受診しやすい取り組みとしてはがん検診と集団健診の同時実施や日曜日健診を実施します。また、健診内容の充実として測定会と集団健診の同時実施を行い、受診率向上を図ります。さらに、国保に新規加入される方に対して窓口で積極的に対面にて受診勧奨を行います。</p> <p>外国語対応について、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞ける国保のしおりを作成し、特定健診・特定保健指導についても掲載しています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>

<p>②住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯化保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科健診の機会が十分に保障されていないことから、健診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定健診の項目に「歯科検診」を追加すること。</p>	<p>本市の健康づくり計画「健康せんなん21」において、歯や口腔の健康の目標を定め、歯科保健対策に取り組んでいます。成人期では、40歳以上の方への歯周疾患検診(個別と集団)や妊婦歯科健康診査(個別)を実施しています。費用は無料で、広報紙等で歯科保健について普及啓発に努めています。歯科健診の対象範囲の見直しについても、国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、検討します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>歯科検診を受けるにあたり、障害を理由とした配慮が必要とされる場合には、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用など、個別相談により対応します。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p> <p>歯科健診の受診率が低いことから、地域の歯科医師及び歯科衛生士と協働で、歯科に関する住民啓発を行います。</p> <p>歯科健診の実施については、医療保険および健診事業担当部署で検討します。通院が困難な在宅患者の歯科健診については、泉佐野泉南歯科医師会の協力の下、在宅歯科診療を提供します。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
--	---

## 6. 介護保険・高齢者施策

<p>①第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあたっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。</p>	<p>現在被保険者の負担能力(所得)に応じた保険料段階の細分化を行っています。増加が見込まれる介護給付費について、介護予防・重度化防止を推進し、保険料の向上を抑制できるよう努めます。また、介護給付費準備基金につきましては、取崩しを慎重に検討し、第9期保険料基準額の上昇を抑制するよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とするこ</p>	<p>介護保険料減免制度は、市民税非課税世帯を主な対象とする泉南市独自の減免を行っており、継続に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>

と。	
<p>③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>保険の法的給付については、国費、府費等の財源がありますが、独自事業を行うと保険料に転嫁する必要があります。そのため、保険料抑制の観点からも慎重に検討します。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>④総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について</p> <p>イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p> <p>ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。</p> <p>ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用行わないこと。</p>	<p>本市では、従来相当サービスのみの提供となっており、すべての要支援認定者が従来相当サービスを利用しています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑥保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>保険者機能強化推進交付金の評価指標については、事業推進のための指標と認識しており、給付に関しては介護保険法の目的である自立した日常生活を営むことができるよう、適切にサービスが提供されるよう取り組みを行っています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑦高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者</p>	<p>概ね小学校区単位で小地域ネットワーク活動を実施し、要支援者に対しても見守り活動を行うとともに、さらに字ごとにおいても見守りネットワークを実施している地</p>

<p>宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。</p>	<p>域もあり、今後も見守り体制の強化を推進します。 企業が実施する熱中症アドバイザーの研修を受講し、地域で見守り・支援を実施する専門職及び住民に対し、熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行い、熱中症対策に取り組めます。 <b>(長寿社会推進課)</b></p>
<p>⑧電気料金高騰は高齢者のせいかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。</p>	<p>物価高騰を踏まえ、高齢者に限らず非課税世帯に対して、生活福祉課が主担となって重点支援給付金を給付予定です。また、高齢者の多い介護事業所に対しても、物価高騰に対する支援として昨年度に引き続き、給付金を交付予定です。 <b>(長寿社会推進課)</b></p>
<p>⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>現在、特別養護老人ホームにおいては在宅での生活が困難になり早急な入所が必要となった方を優先的に選考できます。また、高齢者の安心・安全な住まいの提供は重要な課題であり、サービス付き高齢者向け住宅が果たす役割は大きく、その整備計画について都市整備部局や府と連携し、事前把握に努めています。また、サービス付き高齢者向け住宅について、長寿社会推進課窓口に登録簿を設置し、閲覧できるようにしています。 <b>(長寿社会推進課)</b></p>
<p>⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p>	<p>泉南地域の5市3町および府、大阪福祉人材支援センター、大阪府社会福祉協議会 老人施設部会、社会福祉協議会、専門学校とともに、泉南地域介護人材確保連絡会議を組織し、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応していくため、泉南地域の実情にあった介護人材確保の取組を推進しています。 <b>(長寿社会推進課)</b></p>
<p>⑪軽度難聴者への補聴器職入資金助成制度を実施すること。</p>	<p>補聴器の購入は、認知症の予防及び健全で安定した社会生活を送ることに資するものであることは認識しているところです。また、加齢性難聴者の補聴器購入に</p>

	<p>関して新たな公的補助制度を創設するよう、国に要望しているところです。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑫介護保険被保険者証のマイナンバー化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。</p>	<p>介護を含む医療情報を活用して利用者、自治体、介護事業者、医師等が必要な時に必要な情報を共有でき、より良い医療、自らの予防・健康づくり及び事務の効率化を促進させることができます。一方で個人情報の漏洩等についての懸念もあることから、本市における情報の管理・利活用には、細心の注意喚起を行います。オンライン申請等市民の利便性や必要性を鑑みて将来的に必要なものであるものか慎重に検討します。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<h2>7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療</h2>	
<p>① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保法 27 条 8 項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。</p>	<p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により、介護保険法の規定による保険給付が優先されますが、一律に優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのため、障害者の状況等を総合的に判断し、高齢担当及びケアプラン作成事業所とも調整しながら、障害福祉サービスの支給を検討します。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。</p>	<p>申請をしない理由や事情等を十分に確認し、申請について理解を得られるよう働きかけをする中で、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービス支給について検討します。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>③2007 年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015 年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適</p>	<p>事務処理要領に基づき、運用しています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>

<p>用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。</p>	
<p>④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。</p>	<p>独自ルールは設けておらず、通知等に基づき、運用しています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。</p>	<p>HPやしおりへは煩雑とならないよう情報量をしばって掲載しているため、多数ある例外すべてを掲載することはできませんが、障害者の状況等を総合的に判断し、一律に優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断の上、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービスの支給を検討しています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること</p>	<p>国の動向を注視し、今後検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること</p>	<p>国の動向を注視し、今後検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。</p>	<p>利用者の障害特性に配慮の上、ケアプラン作成事業所とも調整しており、現状では、大半の方に障害福祉サービスを実施している事業所を継続利用していただいています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>

<p>⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。</p>	<p>障害福祉サービスでは、利用者負担の軽減措置として、国により、低所得の方が無理のない負担でサービスが利用できるよう一定の措置が講じられています。 (障害福祉課)</p>
<p>⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。</p>	<p>府内市町村の動向をふまえて、慎重に対応してまいります。 (障害福祉課)</p>
<h2>8.生活保護</h2>	
<p>①コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。</p>	<p>他方他施策の活用や生活保護基準に則り、趣旨を説明したうえで、適正に行っています。扶養照会については、個々の世帯状況により、世帯の意思を尊重し対応しています。また、申請意思があれば、申請を受理しています。扶養照会件数:178件、扶養に結びついた件数:35件 (生活福祉課)</p>
<p>②札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。 札幌市生活保護ポスター <a href="http://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf">http://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf</a> 寝屋川市生活保護チラシ <a href="http://hoshinseisodan.pdf">hoshinseisodan.pdf</a> (city.neyagawa.osaka.jp)</p>	<p>現時点ではポスター作成はしていません。 相談に来られたときなどで冊子等も用い生活保護制度のご理解をいただけるよう、説明に努めております。 (生活福祉課)</p>
<p>③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員によ</p>	<p>社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるように人事部局と検討しています。ケースワーカーとしての着任初年度は特にCW研修に参加するようになっていきます。 母子世帯等に関わらず、人権侵害などの対応とならな</p>

<p>る若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や②020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p>	<p>いよう、生活保護法に基づき適正に行っています。 (生活福祉課)</p>
<p>④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。</p>	<p>9名のCWのうち8名が女性です。基本的に母子、女性(既婚、独身に関わらず)世帯は必然的に女性CWが同行するようになっていきます。 (生活福祉課)</p>
<p>⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)</p>	<p>本市では生活保護の「しおり」内の漢字にふりがなを振り、理解度の向上に努めております。 「しおり」と申請書は相談に来られた方の求めに応じ、配布することとしています。特に「しおり」については2種類を作成し、相談に来られた方と受給決定した方で分けており、生活保護制度の理解促進を図っています。 (生活福祉課)</p>
<p>⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>	<p>閉庁時の医療券の発行は事後発行により対応をお願いしています。今後も、近隣医療機関との連携を密にし、被保護者に不利益な取扱いがないように留意します。また、検診については関係機関と連携を密にし、周知徹底を図ります。 (生活福祉課)</p>
<p>⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>当市において現在警察官OBを配置しておりません。今後も配置する予定はありません。 (生活福祉課)</p>
<p>⑧生活保護基準は、2013年7</p>	<p>生活保護基準に則り適正に行います。個々の状況に</p>

<p>月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。</p>	<p>応じて経過措置及び特別基準の設定をおこなっています。  (生活福祉課)</p>
<p>⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。</p>	<p>国の住宅扶助基準に沿って支給決定しています。現在、特別基準の設定の積極的実施については、実情に応じ、個別に対応するよう努めております。  (生活福祉課)</p>
<p>⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。</p>	<p>薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康被害を防止、本人の状況に応じ薬局より管理指導を実施することにより、健康管理に寄与し医療扶助費の適正効果が見込まれます。  (生活福祉課)</p>
<p>⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。</p>	<p>世帯としての意思を認識できる面談を行っています。  (生活福祉課)</p>
<h2>9.防災関係</h2>	
<p>①災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。</p>	<p>災害時における避難施設としての洋式トイレの必要性は理解しており、同時に和式トイレについても必要なものと考えています。災害発生時における避難所施設としての整備に関しては空調機器の整備も含め、危機管理部局と連携し検討してまいります。 ※後段の整備率については何に対する整備率なのかが不明のため回答できません。  (教育総務課)</p>
<p>②構想住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>	<p>高齢者や障害者などの災害時要配慮者につきましては、その支援者の決定に取り組んでいます。高層住宅の自治会等と連携して、支援体制構築に取り組みます。また、住宅管理者等に対して適切な助言を行います。  (危機管理課)</p>

## 懇談会

【とき】8月 1日 (火) 13:00～15:00

【ところ】本館2階 大会議室

### 13:00～13:30 の部

秘書人事課、家庭支援課、指導課、教育総務課、保育子ども課、住宅公園課、

### 13:30～14:20 の部

保健推進課、危機管理課、保険年金課、長寿社会推進課

### 14:20～15:00 の部

生活福祉課、障害福祉課

時間	質問項目	質問項目担当課
13:00～13:30	1.①～③ 2.①～⑦⑨ 9.①	1.①～③秘書人事課 2.①家庭支援課、指導課 2.②③家庭支援課 2.④指導課、教育総務課、 保育子ども課 2.⑤家庭支援課 2.⑥⑦指導課 2.⑨住宅公園課 9.①教育総務課
13:30～14:20	2.② 3.①③④ 4.①～④ 5.①② 6.①～⑫ 9.②	2.②保健推進課 3.①保健推進課、危機管理課 3.③保険年金課 3.④保険推進課 4.①～④保険年金課 5.①保健推進課、保険年金課 5.②保険推進課、長寿社会推進課 6.①～⑫長寿社会推進課 9.②危機管理課
14:20～15:00	2.③⑧ 3.② 5.② 7.①～⑩ 8.①～⑪	2.③生活福祉課 2.⑧障害福祉課 3.②障害福祉課 5.②障害福祉課 7.①～⑩障害福祉課 8.①～⑪生活福祉課